

処分等の公表について

1 事案の概要

消防署勤務の職員が、平成 27 年 3 月 14 日、県内消防本部の同僚消防士 2 人とともに鳥取砂丘を観光中、自然公園法で自動車等の乗り入れが禁止されている砂丘を軽自動車で行き、自然公園法違反の事情聴取を受け、新聞等により報道されました。

公務員として全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務員の信用失墜行為に該当するため、三木市消防職員懲戒審査委員会及び三木市賞罰審査委員会の意見具申を受け、次のとおり処分を行いました。

2 処分対象者及び処分内容（法定外処分）

公務外非行関係：消防署救急救助課 消防士 19 歳 男 厳重注意（6 月 5 日付け）
管理監督者責任：消防長 59 歳 男 口頭注意（6 月 30 日付け）

3 処分の考え方

処分対象者に顛末書の提出及び事情聴取を求め、本事案の経緯を確認した。当該行為者は、6 月 1 日に神戸家庭裁判所で審判不開始が決定された。

今回の事案は、公務員として全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務員の信用失墜行為に該当する。

処分については、同乗者のみで運転していなかったこと、車両の所有者でなかったこと等を考慮して、消防士を法定外処分である「厳重注意」とし、事案発生当時の管理監督責任者である消防長を「口頭注意」としました。

4 今後の対応

職員の法令の遵守については、機会あるごとに注意喚起を行っていますが、この度の事案を踏まえて、所属長による職場の管理体制の強化や意識改革の啓発を図り、再発防止に努めます。